

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 京都ダンス振興協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市伏見区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもから大人までの多様で幅広い年齢層の個人・団体に対して、ダンスの普及・振興により文化的で豊かな社会を創り出すために、指導者の育成やダンス振興に関する事業を行い、ダンスを通じて人の輪を広げ、文化の中心である京都から、より豊かな生活と文化の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①ダンス指導者の育成・支援及び講師の派遣
 - ②ダンス振興のためのネットワーク作り事業
 - ③ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催
 - ④ダンス振興のための国際的交流事業の推進
 - ⑤ダンス振興のための調査・研究・出版・啓発活動
 - ⑥ダンス振興のための他の同様の目的を持った組織との協力・交流事業
 - ⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～8人
- (2) 監事 1人～2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、予め指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の揭示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 伊藤 ともえ

副理事長 中島 利朗

理事 湯浅 稔

監事 水野 勝

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人・入会金 1,000円 団体・入会金 5,000円

・年会費 1,000円 ・年会費 5,000円

(2) 賛助会員

個人・入会金 0円 団体・入会金 0円

・年会費 1,000円 ・年会費 5,000円

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、平成30年8月10日から施行する。

附則

この定款は、令和4年3月27日から施行する。

附則

この定款は、法人の合併の日から施行する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(随機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

役員名簿

令和8年5月25日現在

特定非営利活動法人京都ダンス振興協会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	石川賀久		報酬なし
副理事長	伊藤ともえ		報酬なし
理事	湯浅 稠		報酬なし
理事	辻田里津子		報酬なし
理事	村田健治		報酬なし
理事	松本慎也		報酬なし
理事	寺川とし子		報酬なし
理事	村田繭美		報酬なし
監事	小田康鷹		報酬なし

(備考)

- 1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「就任期間」及び「報酬を受けた期間」は、
て記載する。
- 2 「氏名」, 「住所又は居所」の欄には、京都市特定非営利活動促進法施行条
掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬を受けた期間」の欄には、報酬を受けたことがある役員はその期間を
った役員については「報酬無し」と、それぞれ記載する。

NPO 法人西日本車いすダンスクラブと特定非営利活動法人京都ダンス振興協会
にかかると合併趣意書

今日まで、NPO 法人西日本車いすダンスクラブ（以下「当クラブ」という。）は、西日本地域の人々に対して、車いすダンスの普及等に関する事業を行い、障害者スポーツの推進、地域社会の文化の振興及び国際交流事業の発展に寄与することを目的として、車いすダンスの普及を図る事業、車いすダンスに関する競技会への代表者の派遣、車いすダンス普及のためネットワーク作りなどの事業を行ってきました。

一方、特定非営利活動法人京都ダンス振興協会（以下「当協会」という。）は、様々なダンスについて、子どもから大人までの多様で幅広い年齢層の個人・団体に対して、ダンスの普及・振興により文化的で豊かな社会を創り出すために、指導者の育成やダンス振興に関する事業を行い、ダンスを通じて人の輪を広げ、文化の中心である京都から、より豊かな生活と文化の向上に寄与することを目的として活動してきました。

その活動として、当協会は、ダンス交流会やダンスの祭典 IN 京都などのイベントを通して、社交ダンスからヒップホップ、ベリーダンス、フラダンス、バレエ、チアリーディング、韓国舞踊、インド舞踊、アイリッシュダンス、知的障害者のダンス、そして車いすダンスも含めて演技発表や講習会などを行い、様々なダンスの普及振興を行ってきました。当クラブも、車いすダンスの演技発表や、障害者と健常者が一緒にダンスを楽しむ企画などを行い、同協会の事業に協働、協力して活動してきました。

しかしながら、当クラブは、会員数が減少し、活動場所が限られるなどの問題から、単独での事業の継続が困難となってきたため、今回、車いすダンスの普及振興の目的は、広くとらえれば当協会の目的に含まれるものであることや、これまでも当協会からの支援を受けていた経過などから、当協会に当クラブを吸収合併し、当協会の一つの事業部門として活動を継続していくこととしました。

今後は、当クラブの活動を当協会の活動の一つとして、他の事業とのバランスを取りながら、今までよりも幅広くかつ組織的に、障害者と健常者の共生社会を目指して、より豊かな生活と文化の向上を目指すことができるものと考えています。

令和8年3月20日

NPO 法人西日本車いすダンスクラブ
理事長 伊藤勝示

特定非営利活動法人京都ダンス振興協会
理事長 石川賀久

令和8年度の事業計画書

令和8年 1月 1日から 令和8年 12月 31日まで

特定非営利活動法人京都ダンス振興協会

1 基本方針

子どもから大人までの多様で幅広い年齢層の個人・団体に対して、ダンスの普及・振興により文化的で豊かな社会を創り出すために、ダンス振興に関する事業を行った。本年度は、ダンスおさらい会、ダンス交流会を2回、ダンスの祭典IN京都と大きく4つの事業を行っていく。

ふれあいダンスタイムで多くの方々にダンスの楽しさを知ってもらう。また、ダンスコンテストにおいてダンスの技術を向上してもらう。ダンスの祭典ではフラダンスやバレエ、障害者のダンスなど様々なジャンルのダンスと交流するなど、車いすダンスを含めてダンスの普及と発展を図っていく。

各地域の公民館等で活動する地域のサークルや障がい者団体の要望に応じての無料での講師の派遣や慰問、正しいダンス及び車いすダンスの普及を目指す事業としてのダンスキャラバンを行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)人数	事業費の予 算額 (単位:千円)
ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催	ダンス交流会の開催 社交ダンス愛好家をおもな対象として、ダンス交流会を開催し、より多くの人にダンスの楽しさを知ってもらう。また演技発表により、ダンスの技術向上も行う。	(A) 令和8年3月20日	(D) ダンス愛好家	270
		(B) ラポール京都		
		(C) 20		
ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催	ダンス交流会の開催 社交ダンス愛好家をおもな対象として、ダンス交流会を開催し、より多くの人にダンスの楽しさを知ってもらう。また演技発表により、ダンスの技術向上も行う。	(A) 令和8年8月16日	(D) ダンス愛好家	270
		(B) ひとまち交流館		
		(C) 20		
ダンス振興のための他の同様の目的を持った組織との協力・交流事業	ダンスの祭典IN京都 様々なジャンルのダンスサークルの発表を行い、社交ダンス、フラダンス、車いすダンス、バレエなどの演技発表を行う。 また、フォークダンスの講習など、多くの方々に様々なダンスを知ってもらい、障害者と健常者のダンスを通じての交流を行う。	(A) 令和8年10月11日	(D) 一般	411
		(B) ラポール京都		
		(C) 20		
ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催	第16回健やか京都杯ダンスコンテストを開催し、ダンスの競技会を実施し、社交ダンスの技術向上を図る。	(A) 令和8年3月20日	(D) ダンス愛好家	50
		(B) ラポール京都		
		(C) 10		
ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催	第17回健やか京都杯ダンスコンテストを開催し、ダンスの競技会を実施し、社交ダンスの技術向上を図る。また、ダンス初心者に対してダンスの講習を行っていく。	(A) 令和8年8月16日	(D) ダンス愛好家	50
		(B) ひとまち交流館		
		(C) 10		
ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催	第18回健やか京都杯ダンスコンテストを開催し、ダンスの競技会を実施し、社交ダンスの技術向上を図る。また、ダンス初心者に対してダンスの講習を行っていく。	(A) 令和8年10月11日	(D) ダンス愛好家	60
		(B) ラポール京都		
		(C) 10		
ダンス振興のための他の同様の目的を持った組織との協力・交流事業	車いすダンスに関する事業として、車いすダンスの講習会、発表会又は大会への参加。	(A) 令和8年9月頃未定	(D) 車いすダンス愛好家	30
		(B) 東京都		
		(C) 4		

※ 定款第5条の他の事業については実施予定なし。

令和9年度の事業計画書

令和9年 1月 1日から 令和9年 12月 31日まで

特定非営利活動法人京都ダンス振興協会

1 基本方針

子どもから大人までの多様で幅広い年齢層の個人・団体に対して、ダンスの普及・振興により文化的で豊かな社会を創り出すために、ダンス振興に関する事業を行った。本年度は、ダンスおさらい会、ダンス交流会を2回、ダンスの祭典IN京都と大きく4つの事業を行っていく

ふれあいダンスタイムで多くの方々にダンスの楽しさを知ってもらう。また、ダンスコンテストにおいてダンスの技術を向上してもらう。ダンスの祭典ではフラダンスやバレエ、障害者のダンスなど様々なジャンルのダンスと交流するなど、車いすダンスを含めてダンスの普及と発展を図っていく。

各地域の公民館等で活動する地域のサークルや障がい者団体の要望に応じての無料での講師の派遣や慰問、正しいダンス及び車いすダンスの普及を目指す事業としてのダンスキャラバンを行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)人数	事業費の予 算額 (単位:千円)
ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催	ダンス交流会の開催 社交ダンス愛好家をおもな対象として、ダンス交流会を開催し、より多くの人にダンスの楽しさを知ってもらう。また演技発表により、ダンスの技術向上も行う。	(A) 令和9年3月頃	(D) ダンス愛好家	300
		(B) 未定		
		(C) 20 (E) 46		
ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催	ダンス交流会の開催 社交ダンス愛好家をおもな対象として、ダンス交流会を開催し、より多くの人にダンスの楽しさを知ってもらう。また演技発表により、ダンスの技術向上も行う。	(A) 令和9年8月頃	(D) ダンス愛好家	300
		(B) 未定		
		(C) 20 (E) 56		
ダンス振興のための他の同様の目的を持った組織との協力・交流事業	ダンスの祭典IN京都 様々なジャンルのダンスサークルの発表を行い、社交ダンス、フラダンス、車いすダンス、バレエなどの演技発表を行う。 また、フォークダンスの講習など、多くの方々に様々なダンスを知ってもらい、障害者と健常者のダンスを通じての交流を行う。	(A) 令和9年10月～11月	(D) 一般	553
		(B) 未定		
		(C) 20 (E) 150		
ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催	第19回健やか京都杯ダンスコンテストを開催し、ダンスの競技会を実施し、社交ダンスの技術向上を図る。また、ダンス初心者に対してダンスの講習を行っていく。	(A) 令和9年3月頃	(D) ダンス愛好家	70
		(B) 未定		
		(C) 10 (E) 46		
ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催	第20回健やか京都杯ダンスコンテストを開催し、ダンスの競技会を実施し、社交ダンスの技術向上を図る。また、ダンス初心者に対してダンスの講習を行っていく。	(A) 令和9年8月頃	(D) ダンス愛好家	70
		(B) 未定		
		(C) 10 (E) 52		
ダンス振興のための講演会・講習会・研修会・交流会・練習会等の開催	第21回健やか京都杯ダンスコンテストを開催し、ダンスの競技会を実施し、社交ダンスの技術向上を図る。また、ダンス初心者に対してダンスの講習を行っていく。	(A) 令和9年10月～11月	(D) ダンス愛好家	80
		(B) 未定		
		(C) 10 (E) 48		
ダンス振興のための他の同様の目的を持った組織との協力・交流事業	車いすダンスの関する事業として、車いすダンスの講習会、発表会又は大会への参加。	(A) 令和9年9月頃未定	(D) 車いすダンス愛好家	35
		(B) 東京都		
		(C) 4 (E) 10		

※ 定款第5条の他の事業については実施予定なし。

令和8年度 活動予算書

令和8年 1月 1日から 令和8年 12月 31日まで

特定非営利活動法人京都ダンス振興協会

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	144,000	
賛助会員受取会費		
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
資産受贈益		
施設等受入評価益		
ボランティア受入評価益		
3. 受取助成金等		
受入助成金	10,000	
受入補助金		
4. 事業収益		
売上高	1,030,000	
●●利用会員受取会費		
5. その他収益		
受取利息	700	
雑収益	0	
経常収益計		1,184,700
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
臨時雇賃金	450,000	
ボランティア評価費用		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	450,000	
(2) その他経費		
売上原価		
業務委託費		
諸謝金		
印刷製本費		
会議費	87,000	
旅費交通費	60,000	
車両費		
通信運搬費	43,000	
消耗品費	24,000	
修繕費		
水道光熱費		
地代家賃		
賃借料(会場費)	440,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
保険料	37,000	
諸会費		
租税公課		
研修費		
支払手数料		
支払助成金		
支払寄附金		
支払利息		
雑費		
その他経費計	691,000	
事業費計		1,141,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	

(2) その他経費			
印刷製本費			
会議費	3,000		
旅費交通費			
車両費			
通信運搬費	7,000		
消耗品費	6,000		
修繕費			
水道光熱費			
地代家賃			
貸借料			
施設等評価費用			
減価償却費			
保険料			
諸会費			
租税公課	48,000		
支払手数料	2,000		
支払利息			
雑費			
その他経費計	66,000		
管理費計		66,000	
経常費用計			1,207,000
当期経常増減額			△ 22,300
Ⅲ 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
固定資産除・売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額		7,700	
法人税、住民税及び事業税		0	
当期正味財産増減額			7,700
前期繰越正味財産額			454,204
次期繰越正味財産額			461,904

令和9年度 活動予算書

令和9年 1月 1日から 令和9年 12月 31日まで

特定非営利活動法人京都ダンス振興協会

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	150,000	
賛助会員受取会費		
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
資産受贈益		
施設等受入評価益		
ボランティア受入評価益		
3. 受取助成金等		
受入助成金	110,000	
受入補助金		
4. 事業収益		
売上高	1,200,000	
●●利用会員受取会費		
5. その他収益		
受取利息	700	
雑収益	0	
経常収益計		1,460,700
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
臨時雇賃金	550,000	
ボランティア評価費用		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	550,000	
(2) その他経費		
売上原価		
業務委託費		
諸謝金		
印刷製本費		
会議費	100,000	
旅費交通費	70,000	
車両費		
通信運搬費	60,000	
消耗品費	30,000	
修繕費		
水道光熱費		
地代家賃		
賃借料(会場費)	550,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
保険料	38,000	
諸会費		
租税公課	10,000	
研修費		
支払手数料		
支払助成金		
支払寄附金		
支払利息		
雑費		
その他経費計	858,000	
事業費計		1,408,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	

(2) その他経費			
印刷製本費			
会議費	5,000		
旅費交通費			
車両費			
通信運搬費	10,000		
消耗品費	10,000		
修繕費			
水道光熱費			
地代家賃			
賃借料			
施設等評価費用			
減価償却費			
保険料			
諸会費			
租税公課	50,000		
支払手数料	5,000		
支払利息			
雑費			
その他経費計	80,000		
管理費計		80,000	
経常費用計			1,488,000
当期経常増減額			△ 27,300
III 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
固定資産除・売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額		2,700	
法人税、住民税及び事業税		0	
当期正味財産増減額			2,700
前期繰越正味財産額			461,904
次期繰越正味財産額			464,604